

# 『増田甚之介物語』・『益田甚之介衆道沙汰之卷 全』―翻刻と解題―

森上 亜希子

はじめに

『男色大鑑』（井原西鶴作、貞享四（一六八七）年刊。）には、西鶴が当時流布していた作品を元に改作した小話が含まれるとされている。その一つに「玉章は鱸に通はず」（巻一之四）が挙げられる。種本となった作品については野間光辰氏が架蔵の二本を紹介された。<sup>(1)</sup>ここでは事件当時の聞書風の古態を存している「実説聞書」の写本（イ）本と、（イ）本を読物風に書き直した「実録読物」の写本（ロ）本を検討され、「玉章は鱸に通はず」の種本について、「（イ）本に近い実説聞書風のものであるが、文中の字句には（ロ）本と共通するものを含む、（イ）本と（ロ）本の間位置する写本」と結論付けられた。またそうした聞書風と読物風の間位置する写本の一つとして、小野晋氏による内閣文庫蔵『備前喧嘩物語』の翻刻と解説が備わる。<sup>(2)</sup>本稿では、これまで未紹介の写本、加越能文庫蔵『増田甚之介物語』と染谷智幸氏架蔵『益田甚之介衆道沙汰之卷全』を翻刻し、野間光辰氏架蔵本や『備前喧嘩物語』との比較を中心とした解説を加える。

## 【書誌】

「増田甚之介物語」（『あま夜物語』内）写本 半紙本 一巻一冊

所蔵 金沢市立玉川図書館近世史料館・加越能文庫・請求番号…特

一六・九二・五

表紙 辛子色無地。二四・七（縦）×一七・六（横）糹

構成 「あま夜物語」（一葉〜四〇葉）「太閤記之内瀬川妻艶書写」

（四一葉〜四六葉）「増田甚之介物語」（四七葉〜五八葉）「有

馬玄蕃頭殿妻女詠歌之事」（五九葉）

紙数 五九葉（遊紙二葉）

挿絵 ナシ

用字 漢字仮名交じり

題簽 中央墨打付「増田甚之介物語」（左肩無棹題簽に「あま夜物語

全」墨打付。一六・三×三・六糹）

装丁 四つ目綴じ

字高 一八・六糹（「増田甚之介物語」）

行数 半丁一〇行（「増田甚之介物語」）

奥書 右者黒田筑前守殿右筆より江戸御旗本去方へ参候を写シ申候／

右

正徳六年正月廿二書写之□(ヤブレ)

〔凡例〕

- 1 翻刻にあたっては、現行通用の字体に改めた。
- 2 清濁は底本に従った。ただし、濁音のない仮名に濁点がある場合には右傍に\*を付した。
- 3 原本には句読点はないが、校訂者により適宜「、」「。」を施した。
- 4 仮名文字はすべて現行通用の字体に改めた。ただし、文中の助詞の「に」「而」は「て」、「ハ」は「は」に改めた。
- 5 「今」等の合字は「より」や「まいらせ候」等に改めた。
- 6 丁移りは、丁付と表・裏(オ・ウ)を括弧に入れて示した。
- 7 意味不通の箇所は右傍に(ママ)と注記した。
- 8 破損で判読不明な箇所には字数分□を置き、下に(ヤブレ)と注記した。

【翻刻】

増田甚之介物語

当家中に 黒田筑前守殿家中之事也 当春衆道事にて喧嘩御座候。為御心書付進候。

一増田甚之助と申者、親は弓大将被申付、知行式百五拾石取申候。兄は若旦那に付候て式百石被申候。此度は在江戸仕候。甚之助事第一容

顔美麗、とりなり、かつかう申所無御座候。仁体うきくとして文武の用芸に達し、若者には珍敷器用者にて刺情是あり、風流者にて御座候。拾歳の暮より小性奉公相勤、旦那側を不去、今年十六歳に罷成候。森岡権九郎と申候者、親は最前歩行目付仕、其後式百石取申候。此親相果申候後、権九郎兄権左衛門と申者、跡目相違なく被申付、目付役仕候。権九郎は是、無足にて呼出し召遣被申候。当年廿八歳に成申候。右之(一オ)甚之助十三之秋より権九郎思ひ初、甚之助草履取所、伝九郎と申者をかたらひ様く申候へ共、甚之助一円合点不申候。然共、翌年之春より御靡、それより知音勢<sup>アツ</sup>約仕候。惣て家中かたく法度被申付て候へは、互に忍ひ逢、存知たる者一人も無御座候。然る所に今度家老の内に中小性之様に召遣候半沢伊兵衛と申者、甚之介を恋初候て、則、甚之介若党新左衛門と申者を頼み遣ひ、様々に申候へ共、右之子細甚之助一円同心不仕候。然夫伊兵衛方より申遣候は、此上は定て御知音之方在之と相見え申候間、其御名を可被仰下候由申遣候へ共、尤其儀をも取合不申候間、後には状ノ返事にも不及候へは、伊兵衛腹立仕、我等数ならぬ身にて候へ共、あまり思ひ入候て申上候所に御返事さへこれなき段、是非に不及候。此上はいつにても路次にて見掛申候を幸に乍慮外(一ウ)御恨可申上候間、左様に思召可被下候。一命を捨たる申分に御座候間、甚之介此由を権九郎に具に申候得は、下々と申なから、左様に執心仕候は、若衆の身にて候へは是非に否と被仰候事もいか、其上事六ヶ敷成行候へは、互之名も出申事に候間、沙汰なしに一夜二夜は御咄候へといふ。甚之介以外腹立にて、貴様とか様に申合候上は、たとひ殿の御意にても二度人に裸ふれ申事は、弓矢

八幡いやにて御座候。但、我等か心を御覧有へきとの御申ことに候哉、虚言にて候哉と云。権九郎申候は、いや／＼左様ノ事にては無御座候。御若年故御聞なし悪敷候。互に命こそにて候得はと様々なたため候へ共、甚之介さらに聞入す。偕はと思ひ定メ、よしなき人に身を任せ空敷月日を送り申こと今更無念に存候と云捨、其座を立申時、権九郎を討てすてんと思ひ候へ共、(二オ) いや／＼ケ様ノ不合点者を討て無益、さきの相手を討、首尾悪敷候は我等かはて候とも、此事家中にかくれ有間敷候。然は権九郎安穩にて暮し申間敷と思ひ極め、宿えかへり申由、後永運寺と申住僧の物語仕候を承り申候。若輩もの、料見にはけんしやう者と誉申候。さて、宿所へ帰候て新左衛門を呼寄、密／＼に申候は、内々其方申事一々聞届候。さきの者思ひ入候段、近比満足候得共、第一御家中御法度と云、其上我ま、ならん身なれば年月かけて申候共、かない申ましく候。夫に付、我等を路次にて見かけ次第恨可申由、芳以願所なり。乍去往還の人も見と、め事かなふまし。其段申に状を遣すとて、則、状一通相渡ス。新左衛門請取て、其日伊兵衛に渡シ申、二月廿五日付にて、翌日廿六日の晩(二ウ)天神松原といふ所へ出られ候へ。内々ノ恨を可承と書遣すよし。半沢さてこそと思ひよろこひ明日をおそしと相待、半沢傍輩、又は家中ノ若党、其外足輕共之内加勢として相あつまり、鬼の様なる若者候共、十六人連判にて相つめ、廿六日ノ昼返状をつかひ、日暮候ては必々御出候へと書たるよし。甚之介、其日は所勞と号して引籠罷在、諸親類、其外小性中間之内別て念比ノ者共へ状を相調へ、又権九郎方へも状を遣す。其状に云

態一筆とりむかひまいらせ候。君とかく相馴參らせ候はぬむかしを思ひまいらせ候へは、身はうき海士の捨小舟やる方もなき世を渡り、我なから心ほそく打暮しまいらせ候はんに、むすふの神の御引合にや、(三オ) 数ならぬ身を十三の秋より、とやかにと御心をつくされ千束にあまる御文にあつかり候。其文の内に国々の神の冥罰をかけて、明る十四の春迄御身をあらぬ様に仰られ候へは、形は山の猿に似て心は野辺の虫よりも拙き我等にて候得共、流石岩木にあらされは、賤か心も八嶋につとふあつさ弓引てになひき候て、終に開かれまいらせ候。昨日今日とはくらし候得共、飛鳥川なかれてはやき月日の内に三年の春も半の空に成參せ候。君の御心の内はかはり瀨瀬も御入候様に見參らせ候へとも、我等之心底は日本国中の御神君をのみ月花よと存暮し候。親もあたへぬ兄弟を持申様に昨日今日(三ウ) 迄いとおしく候。天道みてるをかくならひにて芳野初瀬の花も紅葉誘嵐の心なく、須磨や明石の月にさへ物うき雲の打おほふ世の中にて候得は、先日ちらと御物語申候事、色々先ノ者慕申候故、引れぬ道になりまいらせ候。昨日の御状にも二夜三夜は相馴候へと仰下され候事、御情なき御心さし、筆にも申つくしかたく候。私も員ならねとも弓矢取者の子と生れ合候へは、違申事成不申候。此段君へ最前進置候別紙にも書申かと覚申候。先へもきつと断申候。夫に付今晚去方にて、彼者と出合申筈に御座候。此世は、かりの宿と兼て承候へ共、昨日今日とは思はさりしをしるも、下臈の手にか、り墓なくなると侍の冥加も尽果たる様に一入口惜存候。君も此度(四オ) 我等と一所に御出、三途の旅に思召立候共、三年之内相馴候御縁の程を思召候は、苦しがるましく候。二夜三夜は

後くらく彼者と相馴候へと御用拾被成候事、さりとてはく御情なく候。夫に付三年の内秋の心に積り申候御うらみを申さねは、未来のわさはいと成候半と存候て、あらましを一書に仕、山田守僧都の人に似たる御うらみにまくしく思召候はんつれとも、貴様御部屋へ私忍び申候事、三年の内幾度と申事無御座候。昼は人目をしけく候へは、御夜詰過候て九つ八つの鐘鳥鳴まで、或時は下人の形に様をかへ、又或時は頭巾深くとかふり脇付の小袖着、雪雨露にぬれて立忍び、年寄衆番頭衆其外目付侍衆に見付られ候時は堀の駒よせに（四ウ）身をほそめ、或はかくれぬけ迷ひ、夜更あるき申時分もあり。其節く親兄弟に折檻に逢申候得共、とやかくやと申のかれ唯一筋に貴様をのみ恋しく存身をなやまし申候に、去年霜月廿日ノ夜私相煩候折からも、貴様に逢申候は心も能候はんと存、親とも寝申を待暮、我一人忍出、御部屋のあたりを音信候得は、今迄物音の聞へ申候に、俄に火を消しとかくの会釈も無御座、空しく帰申候。其後御物語の相手承度と尋候得は、御心賤く御かくし被成候事、生々世々わすれかたく、御うらみの第一に御座候。

一 餌指十兵衛に御鯛被成候貴様御秘藏の雲雀を、去年卯月比かと覚申候、私ほしく存被下候様にと申候得共、終に不被下候。其後傍輩衆（五オ）え御物語ノ節に、或若衆の熊手にかけて我等の雲雀をほしそふなと被仰候よし慥に承候。其後又小林庄八郎殿御物語にて、宇賀井久米之助殿、小鳥御数奇被成候と貴様御聞被成、御望も無之に貴様より彼雲雀に哥を添て久米之介殿へ被進候由承候。其御詠哥殊外承ことそふに存候。数ならぬ私分に候得とも、御契約之内か様之振廻は御ふみつ

け被成候と存候へ共、久米之介殿は御家中一番之若衆様と承候か、身上宣候得は思召之段貴様には似合申候。私を熊手と被仰候事さりとては御恨に存候。日外、長崎衆より御もらひ被成候由にて伽羅一包申請候より外、日本の神何にても不申請候。右之御悪口身にあまり無念に存候に付て、御はつかしきながら如比。是は御恨の第二。（五ウ）

一 観音院を御たのみ被成、寺を御かり候て、媒の者同道にて久米殿御振廻候て、二人ながら夜更候迄御座候て、千世もと御かたらひ被成候よし承はり候。尤深く御かくし被成候故、誰も存候者は無御座候へ共、私はよく存候。是は御うらみの第三。

一 去年正月、貴様御持被成候扇に哥を書と被仰候ま、百人一首の内にてうらみ侘ほさぬ袖たにの哥を書てしんし候所に、私前にては假何国の浦に住とも此扇をは身をはなさず御持可被成との御たましにて、此筆者たいまちと御落書被成、程もなく吉助に被下候由、其後私に見せ候。是はいか成御なふりやうに候哉。合点不參候。是は御恨の第四。

一 いつそや私親勘兵衛方へ御出候刻、御指被成候刀をほめ申候得は、翌日（六オ）吉介に御もたせ下され候。私を侍とは思召さず、かふき子の様に御あいしらい被成候と存候。誠に望に存候は、貴様と拙者の間に御座候間に下され候様にと可申を、推て御持せ被下候は、物ほしさうに思召御心中、御恥敷存候。是は御恨の第五。

一 去年殿の御前にて何れも馬にのり候時、我等袴に土の付申候を、後こしに候得は不存候て乗申候を、原六郎左衛門殿御覽被成候て被仰候故、拂申候。貴様は私跡より御乗候て、小沢九郎二郎と目き候て

御笑被成候よし。兎角私に恥を御あたへ御慰可被成との御心中に候哉。但いか様成御心底御座候哉。是は御うらみの第六。

一 去年九月十八日之夜九つ半過迄、小笠原半弥殿に罷在候とて御腹立(六ウ)被成候。其節も申入候ことく、半弥殿弓稽古被成に付私にも参候て射申様にと切々御使給り候故、小垣孫三郎殿松原友達同道にて参候。其外日本之神そ覚無之処に、御心を御廻し御腹立に御座候。半弥殿孫三殿は同年友達事は御存知之通之者にて候得は、毎日毎夜寄合候共、苦し有間敷候。委は友達に御尋可被成候。其後被下候御状に私を犬にもおとりたるものと被仰下候。いかに御心に入不申とても、侍を犬におとりたるものと仰下され候事、口惜奉存候。其状に今所持仕候。是は御恨の第七。

一 貴様と私とケ様に申合候て三年ノ内、貴様御部屋へ忍ひ申候事、夜四つ時より内の事は無御座候。帰時分大形七つ六つ時分にて御座候。尤(七オ)貴様御送り被成候事も度々御座候。乍然、采女之前的橋際まで御送被成事、毎度ならては寛不申候。大方相瀬惣太夫殿前より御婦被成候。私を大切に思召候は虎伏野辺、鯨寄瀬辺へも御送り届可被成候に、惣太夫殿前より御婦被成候事、其夜ノくの御契り一遍と推量仕候。久米助殿扨御婦被成候は、天竺迄も御送り可被成候。私事に候得は、尤に存候と身を恨み申候。常に私を大切に思召候との御偽、是は御恨の第八。

右の一書に仕候段、貴様も御矢念は被成間敷候。是非は一万恨申度と存候事、度々御座候へ共、私親祖父、殿之御厚恩之者に御座候得は、御奉公に捨可申命をよしなき私の遺恨に命を失ひ申事、冥加もいか、

と(七ウ)存候て暮し申段、貴様ノ御仕合と存候。此度貴様とさしちかへ可申かと存候へ共、とても甲斐なき人に命を捨候はんより下々にても遺恨御座候者を引請相果候は、諸親類之存知所も死後の思出かと存候。今晚罷出申筈に御座候。貴様は御長命にて若々我等事思召出る折々は、一返之御廻向にも預り可申。無益之長文かえりて未来のさはりにも候得共、君ならてはかく恨可申方も無御座故、おかしきことながら、

花盛あるとやいはん朝貞の夕影またぬ露の命を  
是も当殿様哥道御数奇被遊候故、御前近く罷在、御書物も見馴申候故、折ふし心に浮ひ出申故、書付進し申候。申度事山々に候得共、(八オ)夕暮近付候間、早々申残し候。御一覽已後火中ノ。

寛文八年申二月廿六日 増田甚之介

森岡権九郎様参と書て包紙之内に

末の露もとの雫や世の中のおくれさきたつためし成らん

此大哥を書付置候。廿六日の六つ過に城下より一里有之天神松原と申所へ参候時、伝九郎と申草履取に為持、権九郎方へ遣ス。伝九郎則権九郎に逢候て、書状相届ケあらまし申聞せ、伝九郎は甚之介に追付参候。権九郎其状を披見、是はと驚き、其夜は当番にて候得共さしかえ、取物もとりあへず吉助と申草履取一人召れ天神松原へ参候事。

一 甚之介は其夜の装束には裸に白キ袴を着、上にはさくらぢりめん(八ウ)の肩よりすそへ糸さくらを黄糸にて、常紋銀杏の丸を五所紋につけたるに、紅梅の大ふり袖一つ前に合て、肥前の忠義かうちたる壹尺八寸の脇刺に同作の式尺三寸余りの刀さし、松原の木陰をたてに

取、そこらなる石に腰をかけ、今や〜と相待所へ暮六つ半に大息ついたる男来を、甚之介さてこそと刀の柄に手をかけ候処に権九郎言葉をかけ、甚之介にてはなきかといふ。左様にのたまふは誰にて候といふ。森岡権九郎参たるといふ。甚之介、云かないなき人の御助太刀手足のさはりに成候俣、御帰候へと彼方此方問答する所へ、はや大勢来る。暮のさはくらし、地形は悪敷、敵は大勢味方は上下四人にて、追つ歸しつ切合に、味方両人之者は常に太刀打の道達者にて、踏込〜切立たる甚之介、手に（九才）かけ兩人切たるよし、権九郎手に掛四人切とめ申候。以上敵を六人切、残ル十人の者共敵を捨、方々へ退き申候。本人半沢伊兵衛は権九郎か太刀下にて切ふせ申候由、味方も権九郎か小者吉助当座に相果申候。権九郎右の人指、目の上少きられ申候。甚之介は右之肩先二寸計きられ申候。敵を追らし、近所の在所に永運寺と申坊主を頼候て一宿仕候てそれにて切腹可仕と申候を、住持をしとめ、兩人の番頭迄如此と申遣候て、又永運寺も城下に参り番頭目付へ初中後の様子物語被仕候。其夜何も寄合相談之上にて目付一人、歩行目付壱人指遣し、必切腹無用と申遣候。其次の日、兩人共に城下へ引取申候。先親類共に預置疵の養生可仕よし被申付候。さて其夜（九ウ）罷出候者共、穿鑿候て、十人ながら捕へ成敗にあひ申候。若党新左衛門事不便に存候旨、甚之介色々御侘言申上候。死罪を御赦免、國中追拂申候。

一 甚之助事家中之法度相背申候条、不届の由にて親勘兵衛に御預置候処に、色々御侘言申上候に付て、第一祖父より奉公よく仕候者にて其上甚之助兼て奉公よく仕候。今度の首尾かい〜敷仕候故、御免候

て前のことく奉公相勤へきよしにて、当月中旬より奉公に出申候筈に御座候。永運寺より引取候翌日、親勘兵衛屋敷の前に、

森岡に十双倍の御心中伽羅にも増田甚之助様

と書置申候。拙者何も次の間迄見廻申候所に、白き袷に浅黄縮緬の小袖（十才）あかつきたるを見て見廻の者其泪を流し申候。甚之助書申候色紙短冊を我も〜と秘藏仕、表具いたし、家々に進申候。一笑〜

一 権九郎事未疵も尔と無御座故、何之沙汰も無御座、定て別儀有ましく候。権九郎身に成候ては、甚之介様御心中忝事にては無御座候哉。

一 右之甚之介十四歳之時、親勘兵衛若党徒者にて手討に仕らんよし親申候を聞付、老人之手に掛候事、心元なき由にて甚之介部屋へ呼寄候て手討に仕、首尾よく首を持、親前へ参候。其節も旦那聞候て感しられ、刀脇刺給り、御まいらせ候度、指て出申候両腰、其時ノ拝領の道具にて御座候。随分けんしやう者にて御座候。当年か来年は其御地へ可参候間、御覧可被成候。容顔美麗御驚き可被成候。又権九郎其（十ウ）刻指申候刀は、天正祐定にて二尺五寸、是も切随分能道具にて御座候。兩人共にかい〜敷はたらき、人のうらやみ申事に候。其元珍敷御事御座なく候哉。可被仰下候。恐々。

右者黒田筑前守殿石筆より江戸御旗本去方へ参候を写シ申候（十一才）

右正徳六年正月廿二日書写之□（ヤブレ）（十一ウ）

【書誌】

益田甚之介衆道沙汰之卷全 半紙本 一卷一冊

所蔵 染谷智幸氏架蔵本

表紙 二七・四糎(縦)×一八・〇糎(横)

題簽 中央墨打付「寛文拾壹年有馬松千代殿御下中／益田甚之介衆道沙

汰之卷全」

紙数 七葉(遊紙ナシ)

奥書 ナシ

序跋 ナシ

絵 ナシ

装丁 紙縫綴

字高 二十四・四糎

編著者 不明

### 【翻刻】

寛文拾壹年有馬松千代殿御下中

益田甚之介衆道沙汰の卷 全

抑益田甚之助と申者、親わ益田勘兵衛とて知行高六百五十石者にて弓大しやうあいつとむ。然るに甚之介其身第一利根にして、やうかんひれい又ならびなし。心うきくとしてをさなけれ共、なさけふかく十一のとしより小性組に被召出、当年つもるとしは十五歳、御近習さらず出仕す。こゝに森脇権九郎といひし者、親わいにしへ歩目付役あ

い務候処隠者いたし、権九郎は無足にてよび出しの御奉公に被召出候。然るに甚之介十三の秋のころより権九郎ふかくをもひそめ、甚之介かざうり取伝五郎と云し者を頼、さま／＼心をつくしくときけれど一円かつてんせす。明ル十四の春のころやう／＼なびく心地してそれより兄弟のけいやく致し候。され共、御家の御はつとといひ、たかに忍ぶゆへ、しりたる者はなし。然所に今度侍下中のうちより中小性役に被召候半沢伊兵衛と申者、かの甚之介にふかくをもひ入、若党新左衛門と申者を頼、文をやりさま／＼心をくたき、色／＼とときけれ共、右の権九郎に申合たる事なれば一切合点せぬ。伊兵衛、然らわその御けいやく被成候御方様を御知らせ候へと申遣、甚之介又それをも更にき、いれす。ふみをやりさま／＼心をつくせとも後は返事も不出。伊兵衛ことの外腹を立、(一才)我に数ならぬ身なれわとて思ひ候へはこそ申上候に御返事も無之候。ぜひさやうに候は、何方路し成共見かけ申をさゆわひに、乍慮外御浦見可申上候と一命を捨て云ければ、甚之介此事を権九郎にひそかに語る。権九郎聞て、下々といひながら左様にたつてしうしんと申ならば、少人の御身にていやと被仰候へは、むつかしく成る物に候間、我等にわ御しらせなきていにて一夜二夜わ御咄候へと云。甚之介聞もあへず気色替り、ちまなこになりてなみたをなかし、貴公様と私かやうに申合上り候。たとへ御意なり共、二度人にはたをふる事、弓矢八幡あるましく候。しかし私心中を御覽可被成ために候半といふ。権九郎聞て、いやさにわあらず。貴殿ちやくねんゆへさやうに思ひ候わんすれとも、たかにいのちありてこそとて様／＼なため、色／＼ことばをつくし、きやうくんすれと、甚之介更

に聞入す。権九郎といふものはあつはれひきやうの者、扱もよしなきものに身をまかせむなく月日を送事、今更かうくわひさきにた、す、やるかたなくむねにせまり、其座にて権九郎を只一かたなにうたんとをもひしか、いや／＼かやうの者と死てよしなき事とをもひけん、さきのあい手を打、首尾能わたちかへり、権九郎をも一太刀うらみん。あしく我等相果なは、此事（一ウ）下中にかくれ有まし。然は家のきづ、身のはち、来世の人にあさけられん事も口をし、。然は権九郎も、よもあんをんにては有ましとをもひ、いそき宿へかへり新左衛門をよひよせ、ひそかに申やう、其方申所一々聞と、け候へ共、第一御家の御はつとと云、其上わかま、ならぬ身なれば、千年か、り可申共、其かい更になし。それに付、我と行会次第に浦見を可申由、方／＼御頼候所さゆわひなり。昼は往来と云、人目しけし。そのため文をやるると新さへもんに被渡、其文を伊兵衛にと、ける。比は三月廿五日の事なるに明ル廿六日の晩天神松原へ御出候へ。内々の御うらみ承候はんと書たり。伊兵衛扱こそとをもひよろこひ、明ルをおそしと待居たる。是を伊兵衛かほうばひ、若党、足軽共まで打寄、おにの様成るわか者とも十六人連判にて、明ル廿六日の朝返事遣入。今日のくれかたに必御出候へと書たり。甚之介その日の御用も病氣となり、城へも出す引こもり、諸親類、小性、ほうばひ、何れもへのふみ一通つ、した、め置、又権九郎方へ遣文の事、

態と一筆とりむかひまいらせ候。君とかく相なれまいらせ候むかし思ひ候へは、（二オ）身はうき草あまの捨おふね、やるかたもなきに世を渡り、君いかやうの御心まよひにや、教ならぬしづか十三の比より、

とやかくと御心をつくされ、千度にあまる文のかつ内にもめうはつとかけて、明ル十四の春迄も御身もあらぬやうに被仰候間、すかたは嶋のえびす心は野辺のむしよりもつたなき身にて候へ共、さすかいわきにあらされは、しづか心八嶋をつとうあつさ弓引手になひきそめ、終に相なれまいらせ候処に、きのうとすき、けふとくらしてあすか川なかれてはやく月日にて、もはや三とせになりまいらせ候へは、君の御心はふちせと御かわり被成候へ共、私しんていはいつに相替す。もしさま御事は一大事に至まいらせ候。実の兄よりも猶御たのもしくこいしく、明くれ月や花かとのみなかめ入まいらせ候。御心に身をまかせ、いかに幼少なりとても弓馬の家にもまれたる身に、にやわぬひきやうみれんのありさまと世の人口はまつ世のはぢ、心わたれにかをとるべき。然るにきのふの御文に一夜二夜はくるしからすよと仰られしは、さりとわ／＼御なさけなき御心中、筆にもつくしかたく候。今日迄も親もあたへぬ兄弟をもとめ申やうに朝夕御なつかしく存、親兄弟に夜あるき致し候とてせつかんにあい、以之外にとやかくと被申候へとも、そ（二ウ）もしさまの御なつかしくいか、御くらしなされ候哉と御ゆかし候ま、露もいとわすおもひまいらせ候。あ、さてかなしきかなや、てんとうのみてるをかなしんで、吉野はつせの花もさそふあらしの心なく、すまやあかしの月さへものうく、浦をのみいよ／＼ひかれぬ時節になりまいらせ候と、きのふ迄も彼者と相なれ候へと仰れし。我物の数にわあらね共武士の子に候へは、一度申合事たかい申事有ましく候。尤此段は君へ最前遣置申候せいしにも書入申候とをほへ申候。それに付、今晚彼者とも打はたし浦見ウラミののほとをもたつ



せんとそんな候。まこと此世はかりの宿とかねてより承候へ共、さすかきのふけふとは不存候。まことなるかな、今日わ人の上あすわわか身の上とかや、君も此度私と一所にして三津のなかれに思召候は、三年の内相なれまいらせ候御なさけの程、くるしかるましく候。口をしきかな、彼者とあいなれ候へと被仰候事、さりとわく口をしくせんしまいらせ候。三とせの内私心にせまり申御浦見の程申さねはみらいのさわり共なり候半と、あらまし一つ書にいたし申上まいらせ候。誠にかた腹いたくをほし召候半。

一 三とせの内御部やへかよひ申事幾度となく、誠に人目しけく候へは、御夜詰過九つ八つのかねなり申に、頭巾ふかくとかぶりわきふさかり(三才)の小袖上にかゝり、雨露ゆきしにもぬれ立忍び申時もあり、或は小性かしら衆、番頭衆など其外ほうばひにあい申時は、御城の駒よせに身をかくし逃まよひ、夜すからそとに立あかす時もあり。父に夜あるき致し候とて色くせつかんいたされ候へとも、もしさま御なつかしさのま、こかれ忍び出、露もいとわす身をやつし、又やみの夜の時は人目をしび申ゆへ心の内うれしくてかよひまいらせ候に、去年霜月の比、わたくしわつらい申時分ももしさまへ相申候は、心もよく気配も可然と存、みなくね入申をまち、やうく忍び出、もしさまの御部やの辺へたち忍びをとつれ申候へ共、御はなしのこゑ聞へ、にわか火を御きやし、とかうの御あいさつもなく候。御物語の御相手は久馬之助殿と承り候。さりとわく御心つよくも御返事不被成候。是御浦見の一つに御座候。

一 去年正月、貴公様御持被成候せんすへうた書られ候へと被仰下候。

則、百人一首のうたより見出し、うらみわびほさぬ袖たにある物を恋にくちなん名こそをしけれと申哥書付上申候処、私承り申所にては、此せんす天ちく迄もはなさしと被仰候へ共、明日日御内の吉介に被下候由、吉介はなし申候。扱いかやうの思召入にか、御なぶり被成候哉。一円かつてん無御座候。(三ウ) 是御浦見の二つに御座候。

一 御多さし十兵衛と申者方より御所望被成候御ひそうのひはり、去年四月の比か私色く下され候へと申候へ共、不被下候。あまつさへほうばい衆御出御はなしの折ふし、我等ひはりはあるわかしのくま手にかゝり、あやうく候へ共、ひばりことのほかよくさへつり申候など、被仰候段、御身分にはにやい不申候。其以後久馬之介とのにて小鳥御すき被成候とて、もしさまよりのひはりをかこに入、歌をあそわし被遣候由、小村与八郎との庵にて承候。御哥なかく承事に御座候。数ならぬ身に候へ共私と御けいやく被成候内は、さやうのこと、私御ふみ付被成候御ふるまいはあるまじき事に存候。久馬之介との御事は御下中一番の御わかしささまと皆人申候へは、さそ御身分の上もよろしく思召候事、貴公様にわにやい不申候。私をくま手と被仰候事、さりとわく御浦めしくせんしまいらせ候へ共、せひなき事と存おりまいらせ候。いつそや長崎より御もらい被成候とて、きやら一袋被下候を申請候よりは、なににても日本の神かけて不申受候処、くま手と被仰候段、御浦見の是三つに御座候。

一 淀性寺御頼、御なかたちの御方へ御同道にて、久馬との御ふるまい被成候て、御両人ながら夜更て御かへり千代もと御物かたり被成候由承候。尤ふかく(四才)御かくし被成候ゆへ、存申候ものは私壹人

に御座候。是御浦見の四つに御座候。

一 一つそや私やお勘兵衛方へ御出之時分、御さし被成候和泉守の脇さしほめ申候へは、明ル日御うちの吉介に御もたせ被遣下され候。是私をさむらいと不思召候て、下衆かぶきの子共などのやうに御あいしらいなされ候と腹たち申候間、則御返し申候。貴公様と私事に御座候間、誠に望に候わ、下され候へと可申上候処、そもしさまよりをして下され候は私をは物ほしさうなるものと思召候ての事。さりとわく心中御はつかしくこそそんし候へ。親兄弟共見申候て、その脇さしはたれに世具申候哉など、申候は、何と可申哉。とかく私を不思召候段、是御うらみの五つに御座候。

一 去年御所前にて御馬をのり申時分、私ほかまにつち申候へ共、うしろ脇ゆへ不存してのり申候へは、原六郎左衛門との御覽被付、ほかまにつち付申候由御知らせ被下候て拂ひのきのり申候。貴公様にては私跡より御乗被成候間、沢田九郎次とのへ御目合被成候へて御わらひ被成候。とかく私にはちを御あたへ御なくさみに被成候半との御事と存候。是御うらみの六つに御座候。

一 去年九月十八日の夜の九つ時、小笠原半弥との弓御けいこに御出被成候て、私にも参候へと被仰遣候間、脇尾孫太郎との御同道致参上申候。その外(四ウ)たれも御客無御座候処、其夜はなにと御心に被思召候哉、御腹立と存候。半弥とのいままた御幼生に御座候。孫太郎との御事も私と御同年に候へは、毎日寄合候へてもくるしからすと存候処に、其後私事犬にもをとり候様に被仰下候段、いかやう成る御こ、ろ人にて被仰下候哉。身分のあやまり、日本の神かけて覺不申候。つ

ねくをもふ事とては、たんぢぶさひのはつる身の御心にまかせへす、侍ににやわぬひきやうものかなと御つもりもやと、はつかしく心をくたくむらさきのそめての後はぜひなしと、うきもつらさもかへりみす、その方さまの御事は何事も一大事とそんしくらしまいらせ候。此段よいく御かんかい被下度候。然るを犬にもをとり候様に被仰下候事、さりとわく口をししく存まいらせ候。いまた其御文は私方に所持致し候。是御浦見の七つに御座候。

一 貴公様と私かやうに相なれまいらせ候。去年のうち貴公様御部やかよひ申事、夜の四つ前には覺不申候。そもしさま御おくり下され候事度々に御座候へ共、采女とのまへまで御おくり、村瀬作太夫とのまへまで御送り下され候事、た、二度ならては覺不申候。大方采女との橋むかふ迄御送り被成候。是は其夜くの義理一へんと相見存申候。(五オ)久馬とのなとに御座候は、天ちく迄も御送なされ候半と奉存候。私事に候へは御尤に存候。つねく私大切と仰られ候は、みないつわりとそんし候。是御浦見の八つに御座候。

右之通一書にいたし候。貴公様にて御覽可被下申候。一太刀うらみ申度とつねく奉存候へ共、私も先祖御厚恩の者に御座候て、もしもしぜんの事あらは、御馬の先にて御用にも立可申身の、よしなき私のいこんにて一命をすて候半事、不忠不孝善悪に付、世の人口尤はうばいのあさけり、みやうかのほともをそろしとくやみてかいなき事なれば、何事もぜんぜのしゆくゑんとをもひ定て、只今迄ながらへをり候事、ひとへにも貴公様御仕合とめて、此度もそもしさまとさしちかい可申哉と存候へ共、とてもかいなき人とむかい命をうしなひ候半より

は、いかに私ぢやく年なり共、大せいを引請打死申候てこそさむらいの望所、此世のをもひ出と存候へは、今宵罷出、かの者共と打はたし申筈に御座候。貴公様御事はなかり御命にて、千万に一つも私事を思召出され候は、一へんの御えかう頼上まいらせ候。定てみれんやうに御思召候半すれ共、君ならて誰にかしらせ可申。書申度（五ウ）事はうみやまに御座候へ共、もはやくれにか、りめいとのとたひをいそき申ゆへ、早々をしく筆をとめまいらせ候。かしく

益田甚之介

三月廿六日

森脇権九郎様

人々御中

右之通御文した、め、包紙の内に

花盛ありとやいわん朝かほの夕かけまたぬ露のいのちを

すへの露もとのしつくや世のなかのをくれ先たつためし成らんと申哥をつらね共、六日の晚くれかた宿をいて、壱り計わき天神まつ原と申所へ出、こちより下人伝五郎に彼御文をもたせ森脇権九郎とのへ可参由申付、それより甚之介は天神松原へといそき参候段、伝五郎権九郎にひそかに語る。権九郎聞て、大きにをとろき、しかも其夜は当番なりしか病氣となりて、取物もとりあへず吉介と申下人をつれ、天神松原へと急ぎける。甚之介其夜のしやうそくは下にわ白キあわせ、上にわ白ちりめん（六オ）めんのかたにすそへいとさくら色くくにそめ、こんのいとにていてうのはを五つ所もんにぬわせ、もみうらひとつまへにあわせて、一尺八寸備前守忠吉の脇さし、刀も同作式尺三寸

の刀をさして松原なる石にこし打かけよせ、くるかたきをいまやくと待居たり。然る所に大いき付てはせ来る。甚之介すわやてきかとおばもとをしくつるけてまつ所に、夫に御入候は甚之介とのかといふ。甚之介たそととふ。いやくるしうも候わす、もりわき権九郎はまて参りたるといふ。甚之介聞、いや／＼左様の事存もよらす。ぜひ／＼それより御かへり候へ。誠に御こんいの御出忝は候へ共、かへつてかいなき人の御助太刀手あしまとひに候半に、はや／＼御かへり被下候へといふ。いやかへらじといふもんど初所へかたき大勢をし来ル。その夜わわけてくらさわくらし道あしく、かたきは十六人みかたは四人わつかにて、てきみかた入みたれ、をつつかへしつた、かいける。権九郎甚之介はつね／＼兵法を心かけ、其上をもひきりたる事なれば、少もひるむけしきなくふみ込／＼た、みかけて切たつる。甚之介手にかけて忝人、権九郎手にかけて四人迄切ふせ、甚之介か下人伝五郎か手にかけて忝人切ル。かたき十六人の内死人七人、手追五人、浅（六ウ）手三人方々逃て失にけり。本人半沢伊兵衛は森脇権九郎切る。扱又みかた四人の内権九郎下人吉介うたれ申候。権九郎右之方人さしゆびぎつ、目の上すこし切申候。甚之介も右のかたさき二寸計浅手をひ申候。それより近所の在郷永雲寺と申所へ引込、自害可致とする処に、和尙承り、此段は御目付迄披露可申候間、それ迄御まち候へとしきつて留被申候を、権九郎聞、被仰下候は尤にて、御代官申受切腹可仕候とて、それより御目付、歩目付迄さしそへ永雲寺へ被差越候処、先々切腹無用之由被仰渡候。其夜方々へ逃参候者共引返、御せいはい被成置候。又甚之介若党新さへもん譜代の衆ゆへ御国許御ついほう、甚之介事御

家の御はつとそむき不届千万に被思召候へ共、父勘兵衛に御預ヶ被成候処、親類共御訴詔に付、先は町の者の子并兼て能御奉公仕候。此度もかい／＼しき仕方御前にてもよろしく被思召候。依之、御かんとう御免、前之通御小姓組に奉公被仰付候。且又森脇権九郎事、此度疵も然と無之故、何之道にも不被仰付候。定て別儀有之候間敷由、難有仕合に存候 終（七才）

## 【解説】

一 『増田甚之介物語』について

加越能文庫蔵『増田甚之介物語』（以下、加越能文庫本と称す。）は、『あま夜物語』『太閤記之内瀬川妻艶書』『有馬玄蕃頭殿妻女詠歌之事』と合冊された写本である。加越能文庫本の書写奥書には「右者黒田筑前守殿右筆より江戸御旗本去方へ参候を写シ申候／右正徳六年正月廿二日書写之□（ヤブレ）」とあり、黒田筑前守殿右筆から江戸御旗本去方へ献上した本を転写したものであることが記され、本文冒頭にも「黒田筑前守殿家中之事也」とある。ここで示される「黒田筑前守」とは、『寛政重修諸家譜』（文化九（一八一二）年）によれば筑前福岡藩初代藩主・黒田長政（永禄十一年（一五六八）～元和九年（一六二二）没）から続く黒田氏と推測される。<sup>3)</sup> これまでに紹介された野間（イ）本、（ロ）本、内閣文庫蔵『備前喧嘩物語』（以下、内閣文庫本と称す。）の舞台は備前である。この舞台設定について、そもそも備前国は黒田高宗が近江国から備前福岡へ移り住んだ背景があり、備前から筑前

へと作品の舞台が変更された可能性は考えられる。

さて、加越能文庫本の本文は、野間（イ）本を基盤としながらも内閣文庫本と類似する箇所がある。具体例としては、他の写本群および『男色大鑑』では、念者の名前が「森脇権九郎」であるのに対し、加越能文庫本と内閣文庫本は「森岡権九郎」となっている。さらに、権九郎が甚之介を宥めた場面での言葉の一つにも、その傾向が現れている。加越能文庫本では、例えば「二夜三夜は後くらく彼者と相馴候へ」とある箇所が、内閣文庫本では「二夜三夜、ぜひ／＼かのものに相馴候へ」とある。「二夜三夜」は両書にしか見られない表現であり、その近しい関係性が窺える。

また、加越能文庫本の特徴として、『男色大鑑』と共通する記述を含むことが指摘できる。左に当該箇所を示す。

〔加越能文庫本〕

一 去年正月、貴様御持被成候扇に哥を書と被仰候ま、百人一首の内にてうらみ侘ほさぬ袖たにの哥を書てしんし候所に、私前にては仮何国の浦に住とも此扇をは身をはなさず御持可被成との御たましにて、此筆者たいまちと御落書被成、程もなく吉助に被下候由、其後私に見せ候。是はいか成御なふりやうに候哉。合点不参候。是は御恨の第四。

〔男色大鑑〕（『新編日本古典文学全集』、六七、小学館、一九九六年）

一、この春、花軍を狩野の采女が書きし扇の裏に、「恨み侘びほさ

ぬ袖だに」の歌を、しどけなく筆染めしに、「恋はこの風に夏をしのがん」とおほせて、よろこばしたまふ間もなく、「この筆者代待」と、落書をあそばし、下人吉介に取らせらるるのみ。

「此筆者代待と（御）落書」の表現は、加越能文庫本と『男色大鑑』に確認され、他の写本には存在しない。『男色大鑑』は加越能文庫本の本文形態を有した写本を元に作られた可能性が考えられる。<sup>5)</sup>

二『益田甚之介衆道沙汰之巻 全』について

染谷智幸氏架蔵『益田甚之介衆道沙汰之巻 全』（以下、染谷氏架蔵本）は、表紙に打付書で「寛文拾壹年有馬松千代殿御下中」とあり、内題および奥書・識語は付されていない。外題に記される「有馬松千代」は、有馬家第三代当主・有馬頼利（承応元（一六五二）〜寛文八（一六六八）年没）の幼名である。<sup>6)</sup> 有馬頼利は明暦元年（一六五五）三歳で家督相続し、寛文五年（一六六五）に従四位下玄蕃頭に叙任される。寛文八年（一六六八）二月に松平讃岐守頼重の娘と結婚するが、六月には病死した。先述した加越能文庫本『増田甚之介物語』と合冊された作品の一つに『有馬玄蕃頭妻女詠歌之事』がある。その冒頭には左のように表記される。

有馬玄蕃頭殿妻女詠歌之事

一寛文八年六月有馬玄蕃頭豊氏十七歳にて卒す此妻は松平讃岐守頼

重卿の息女なり当年二月大火の半に婚礼有て同六月に末つかたに夫に別れ給へり則いたみの詠哥に

夏の夜  
うた、ねの枕に月はのこれとも消にし人の顔はとまらん  
みしかよ  
心から千筋となてし黒髪を今一すしにきるそ悲しき

波線部の文言が有馬頼利の来歴や妻の名前と合致していることから、染谷氏架蔵本に記される「有馬松千代」は有馬頼利を指すと考えられる。染谷氏架蔵本の本文は野間（イ）本に近い表現を有するが、刀の名称は「備前忠義（吉）」であり、内閣文庫本と一致する。一方、野間（イ）（ロ）本、加越能文庫本は「肥前忠義（吉）」である。また、染谷氏架蔵本以外の写本は、権九郎の呼称に「貴様」「君」が用いられるが、本書は「そもしさま」とある。さらに、文章に変更や省略があることから他の写本とは性格が異なる作品であることが窺える。

諸写本の変更された箇所を詳細に挙げると枚挙にいとまがないが、その中でも違いが顕著に見られた箇所として、甚之介の権九郎に宛てた手紙をそれぞれ挙げて比較してみたい。甚之介の手紙では簡条書きで権九郎に対する不満が述べられる。その内容は、甚之介が病体でありながら深夜に権九郎の元を訪れたが、権九郎は他の相手と話しており挨拶もなく部屋を消した事に対する不満である。染谷氏架蔵本は権九郎の話し相手を「久馬之助」としているが、「久馬之助」は当一家一番の若衆であり、他の写本でも小異はあるが同じ設定をもつ「久馬之助」に当たる人物が登場する。しかし、他の写本では別のエピソード（簡条書）に登場しており、さらに、染谷氏架蔵本以外の写本の当

該部分には、名前が明記されておらず、話し相手は特定されていない。以下に染谷氏架蔵本、内閣文庫本、加越能文庫本、野間（イ）本、野間（ロ）本を挙げる。

〔染谷智幸氏架蔵本〕第一の恨み

そもしさまの御部やの辺へち忍ひをとつれ申候へ共、御はなしのこゑ聞へ、にわか火を御きやし、とかうの御あいさつもなく候。御物語の御相手は久馬之助殿と承り候。さりとわく御心つよくも御返事不被成候。是御浦見の一つに御座候。

〔内閣文庫本〕第一の恨み

御部屋あたりをおとづれ候へハ、今迄ハ人と御物語の声致し候て、灯の光りも見へ申候に、俄に灯を御消し、とかくの御挨拶もなく候ゆへ、むなしく帰りまいらせ候、其後御物語の御方、たれ成やらんと承り候へハ、御心つよくも御かくし被成候事、生々世々忘かたく、せんなき事ながらも、只今御恨みの第一也。

〔加越能文庫本〕第一の恨み

我一人忍出、御部屋のあたりを音信候得は、今迄物音の聞へ申候に、俄に火を消しとかくの会釈も無御座、空しく帰申候。其後御物語の相手承度と尋候得は、御心賤く御かくし被成候事、生々世々わすれかたく御うらみの第一に御座候。

〔野間（イ）本〕第一の恨み

只ひとりゆき、御部屋の辺えおとづれ申候得ば、俄に灯などおんきやし候て、兎角の御挨拶もなされず候故、しほくと夜露にぬれ、あやなく罷帰申候。其上、唯すごくと夜を明し申候。其後御ものがたりの衆承度と様々申候得共、心づよく御陰被成候事、生々世々わすれがたく思ひ候事。御恨の第一に御座候。

〔野間（ロ）本〕第一の恨み

親どもの寝人をまちて、きみの御部やの辺まで音信れ候へば、夫まで御物語の音聞へ候に火を御けしなされ、とかふの御言葉も御ざなく候。右御物語の御相手聞まし度候。さりととはく御情なくも私御返し被成候事

次に挙げる第三の恨み言（染谷氏架蔵本、野間（ロ）本以外の第二の恨み言）では、その「久馬之助」が、甚之介の所望していた雲雀を権九郎が与えた人物となるが、第八の恨みにも、その名前が挙がる。染谷氏架蔵本以外の写本は、第二の恨みから唐突に「久米之介」「久馬殿」などの名前の人物が登場する。染谷氏架蔵本は第一の恨みから「久馬之助」が明示され、第三、第八と連続して名前を挙げる事で「久馬之助」を軸とした甚之介の不満が読者に想定されるが、他本では羅列される不満の単なる一例にすぎない人物となる。染谷氏架蔵本は簡条書き一つ一つに結び付きが見られ、物語として整理された形跡が窺える。以下に当該箇所を示す。

〔染谷氏架蔵本〕第二の恨み

其以後久馬之介とのにては小鳥御すき被成候とて、そもしさまよりのひはりをかこに入、歌をあそわし被遣候由、小村与八郎との庵にて承候。御哥なか／＼承事に御座候。数ならぬ身に候へ共私と御けいやく成候内は、さやうのこと、私御ふみ付被成候御ふるまいはあるましき事に存候。久馬之介との御事は御下中一番の御わかしまと皆人申候へは、さそ御身分の上もよろしく思召候事、貴公様にわにやい不申候。

〔内閣文庫本〕第二の恨み

其後北村庄八物語の席に、鵜殿久米之助殿小鳥すきいたされ候よしを御聞なされ、あなたよりハ御所望もなきに、くだんのひばり被遣候よし、殊に日外表具なされ候山水の絵、添られ候由、中／＼おろかの耳にも承、(中略)尤久米之助殿御事、御家中ならひなき御きりやうに御座候

〔加越能文庫本〕第二の恨み

其後又小林庄八郎殿御物語にて、宇賀井久米之助殿、小鳥御教寄被成候と貴様御聞被成、御望も無之に貴様より彼雲雀に哥を添て久米之介殿へ被進候由承候。(中略)久米之介殿は御家中一番之若衆様と承候

〔野間(イ)本〕第二の恨み

其上浮須久馬殿小鳥数寄被成候由、北村庄八殿にて御聞被成、御望もなきにかのひばり、たん尺を添久馬殿へ御進もなされ候由承候。(中略)久馬殿御事は家中にぶそう(無双)の御若衆にて被成御座候

〔野間(ロ)本〕第二の恨み

該当箇所なし

次に挙げるのは、染谷氏架蔵本には見られない記述であるが、野間(イ)本・加越能文庫本・内閣文庫本には、物語の最後に左に示す狂歌と甚之介の過去のエピソードが付されている。

〔野間(イ)本〕

勘兵衛門に、翌日何者か一首の哥を

森脇に十双倍の御心中加羅に益田甚之介さま

一、扱々甚之介きづより流る血を見る程の、見まひ衆かんるひをながしける。刀はさ、らの様に成申候。其比甚之介手跡など表具して、我も／＼とひそうしける。

〔内閣文庫本〕

其節勘兵衛門前に、何ものかたてたりけん

森岡に十双倍の心中ハ伽羅にも増田甚之助かな

一、権九郎義、疵いまた本服せざるゆへ、何の御沙汰も無之、定而

別義有間敷と、人々申あへり

〔加越能文庫本〕

森岡に十双倍の御心中伽羅にも増田甚之助様

と書置申候。拙者何も次の間迄見廻申候所に、白キ袷に浅黄縮緬の小袖（十才）あかつきたるを見て見廻の者共泪を流し申候。甚之助書申候色紙短冊を我もくと秘蔵仕表具いたし、家々に進申候。一  
笑々

一方、染谷氏架蔵本には狂歌などは記されず、「甚之介」前之通御小姓組に奉公被仰付候。且又森脇権九郎事、此度疵も然と無之故、何之道にも不被仰付候。定て別儀有之候間敷由、難有仕合に存候。終と締めくくられる。これは書写の過程で他の写本が狂歌等を加えたのではなく、染谷氏架蔵本では物語の後日談にあたる狂歌の部分削除することで、衆道の三角関係に基づく一連の事件に焦点を当て、物語としての結末を整えたものと推察される。以上から染谷氏架蔵本は、文章の表現では野間（イ）本と内閣文庫本の中間に位置するが、読み物として体裁が整えられた写本であるといえる。

【注】

（1）野間光辰「西鶴五つの方法」〔西鶴新新攷〕、岩波書店、一九八一年

引用は全て本書に拠る。

（2）小野晋「『備前喧嘩物語』―翻刻と解説―」〔山口国文〕、第二号、

一九七九年二月）引用は全て本書に拠る。

（3）『寛政重修諸家譜』卷第四百二十五（『新訂寛政重修諸家譜』、第七卷、続群書類従完成会、一九六五年）

（4）『寛政重修諸家譜』第四百二十五の「黒田高宗（備前守）」の項目には「高宗が子右近大夫高政、其子を重隆とし、高政故ありて近江國を去、備前邑久郡福岡に移り住すといふ。」とある。

（5）加越能文庫本が『男色大鑑』の影響を受けた可能性については別稿を期したい。

（6）『寛政重修諸家譜』卷第四百六十九（『新訂寛政重修諸家譜』第八卷、続群書類従完成会、一九六五年）の「有馬頼利」の項目に「松千代、玄蕃頭。承応元年に生る。明暦元年七月三日遺領を継。〔略〕室は松平讃岐守頼重が女」とある。

（7）甚之介が権九郎へ宛てた遺書には、恨み言が八箇条記される。以下、内容を本稿の末尾の表で示す。なお、表の内容は稿者がまとめ、冒頭から順に①～⑧の番号を付した。

（二〇一九年十月一日受理）

【附記】  
（もりがみ あきこ 京都府立大学院博士前期課程）

・資料の閲覧に際し御協力賜りました金沢市立玉川図書館近世史館ならびに貴重な資料を御紹介いただきました染谷智幸様に感謝申し上げます。

・本研究は三二年度植田安也子学術振興基金助成事業による助成の成果の一部である。



<p>① 甚之介が深夜に権九郎へ会いに行く。</p> <p>② 権九郎は甚之介が与えた扇を吉介へあげる。</p> <p>③ 権九郎が秘蔵の雲雀を久馬に与える。</p> <p>○ 権九郎が甚之介に対し陰口を言う</p> <p>④ 甚之介と久馬殿しか知らない秘密が、権九郎にも知られている。</p> <p>⑤ 権九郎は甚之介が褒めた小刀を吉介へ持たせていた。</p> <p>⑥ 甚之介は殿の御前で馬に乗った時の権九郎に対する恨み</p> <p>⑦ 権九郎が甚之介に対して当てこすりを言う。</p> <p>⑧ 権九郎が甚之介の自宅近くまで送らない。</p>		氏 本 谷 蔵 架	能 本 越 庫 加 文	閣 本 内 庫 文	間 本 野 (イ)	間 本 野 (口)
	①		①	①	①	①
	②		③	③	③	②
	③		④	④	④	③
	④		②	②	②	④
	⑤		⑤	⑤	⑤	⑤
	⑥		⑥	⑥	⑥	⑥
	⑦		⑦	⑦	⑦	⑦
	⑧		⑧	⑧	⑧	⑧